

法テラス奈良

冬号

かわら版 (にゅ～すれた～)



法テラス 迷うあなたの 道しるべ

目次

- 法テラス奈良 所長より新年のご挨拶 … P. 1
- は、ほう！法テラスの活用法 … P. 1, 2, 3
- 《特集》「スタッフ弁護士のご紹介～法テラス奈良法律事務所～」 P. 2, 3
- 法テラスからのお知らせ … P. 4

法テラス奈良 所長より新年のご挨拶



日本司法支援センター
奈良地方事務所
所長 相良 博美

「孤」「独」者への支援

奈良国立博物館元館長さんの講演を聴く機会を得た。その中で、光明皇后が「孤」「独」者にいろんな生活支援策を講じていた話に共感を覚えた。「孤」とは親のいない幼い子、「独」とはつれあいのいない年老いた者を指すのだそうである。その施策は、単なる為政者の施しではなく、実に心のこもった慈悲深いものであったという。

1300年の時を経た今、「孤」「独」者への支援は十分になされていると言えるだろうか。文化も文明も、ありとあらゆるものが進化した中で、「孤」「独」者をはじめとする社会的弱者への支援は、まだまだ取り残されている感を拭えない。消費税増税、生活保護費の減額、介護施設予算の大幅削減など、むしろ後退しているように思える。

法テラスの最大の役割は、経済的弱者、社会的弱者を支援することである。そのために、無料法律相談、裁判・弁護士費用の立て替え、福祉業務に携わる人々との連携など弱者の生活と権利を守るさまざまな活動を行っている。

社会内の格差がさらに深刻化する中で、法テラスが果たす役割はますます重要になってきている。しかし、もはや、その活動に甘んじている場合ではないのだろう。弱者と、その支援に携わる人々と、さらにそのサポーターが手をつなぎ、一緒に社会を変える運動を広げていくことが求められている。

そうした運動が大きく飛躍する年になることを願う。

は、ほう！法テラスの活用法

～ 民事法律扶助業務 ～



“法テラスって何やっているのか、よくわからないんだよね”と思われる方も、これを読めば“法テラスマスター！？”今回は、民事法律扶助業務について、ご説明いたします。

民事法律扶助は、法律上のトラブルにあったときに、【無料法律相談】と弁護士・司法書士を依頼するときに必要となる【費用の立替】を行う制度です。

まず、ご利用いただく為には**収入と現金・預貯金**が一定以下であることなどの条件があります。

家族人数	手取収入	家賃等考慮上限額	現金・預貯金
1人(単身者)	182,000円以下	41,000円	180万円以下
2人	251,000円以下	53,000円	250万円以下
3人	272,000円以下	66,000円	270万円以下
4人	299,000円以下	71,000円	300万円以下

※家賃等とは家賃・住宅ローンをいいます。

上限額を下回る額を負担されている場合は、その全額を考慮に入れることができます。

次のページに続きます！

■ スタッフ弁護士の紹介 ～法テラス奈良法律事務所～

法テラス奈良法律事務所は、「近鉄奈良」駅から徒歩5分の、法テラス奈良の地方事務所と同じ近鉄高天ビルの4階にあり、そこでは2人の弁護士が活躍しています。

前任者の橋ヶ谷祐可弁護士に代わって着任しました、松井大輔弁護士と吉田靖子弁護士からのメッセージをお伝えさせていただきます。



松井大輔スタッフ弁護士

2015 01 13

昨年11月より法テラス奈良法律事務所へ赴任いたしました、弁護士の松井大輔と申します。香川県で弁護士としての経験を積んだ後、群馬県へ赴任し、この度奈良へ赴任してまいりました。

私は奈良の出身で、弁護士になるまで奈良を離れたことがほとんどありませんでした。いわゆる生粋の奈良県民です。こちらへ赴任してきて、講演会で高校時代の同級生に会ったり、家庭教師をしていたときに通っていた道を通ったり、奈良独特の方言に触れたり、ある弁護士さんのお父さんが私の中学時代の数学の恩師だったりと、早くも懐かしい展開が繰り広げられています。

香川、群馬では刑事・少年事件、家事事件・債務整理を中心に活動をさせていただきました。その他にも、福島第一原発事故の損害賠償請求訴訟弁護団に参加したり、大企業を相手とする労働訴訟で勝訴したり、マスコミで大きく取り上げられた刑事事件の弁護人を経験したこともありました。弁護士として、相談者や依頼者の方々に少しでも寄り添える活動に努めてきました。

現在法テラス奈良法律事務所では、成年後見等の事件に力を入れております。判断能力が衰えてきたのではないかと、詐欺被害にあっているのではないかと、大切な契約ができないのではないかと、そういった日常のお悩みを抱えておられる方やそのご親族様がおられましたら、是非ご相談ください。ふるさとである奈良の地で、スタッフ弁護士として、精一杯活動をしていきたいと考えております。何とぞよろしくお願いいたします。

下の「ほ、ほう！法テラスの活用法」で登場した右のキャラクター「テラスくん」（法テラス奈良非公認キャラクター）は、松井弁護士が作成されたキャラクターです。公認キャラクターになれる日は来るのでしょうか。



例えば、家賃を7万円負担している、2人家族の方がご利用を希望される場合、収入が251,000円+53,000円(家賃等考慮上限額)の304,000円以下、現金・預貯金が270万円以下であればご利用いただけます。

家賃等の他にも、医療費や教育費、その他やむを得ない支出がある場合、それらを考慮に入れることもできます。(家賃等と異なり、各項目ごとの上限額はございません。個別に判断させていただきます。)

民事法律扶助に関して、よくあるご質問をQ&A形式でお答えします。

Q1. 無料法律相談は、法テラス奈良(奈良市)に行かないと受けることができないの？

A1. 法テラス奈良以外でも以下の場所で受けていただくことができます。

- ・法テラス南和法律事務所(近鉄下市口駅より徒歩10分)
- ・契約弁護士・司法書士事務所(県下多数)
- ・奈良弁護士会館(近鉄奈良駅より徒歩5分)
- ・香芝市総合福祉センター(近鉄下田駅・JR香芝駅より徒歩20分)
- ・ハローワーク奈良(近鉄新大宮駅より徒歩10分)

もちろん、相談だけでも大丈夫です



吉田靖子スタッフ弁護士



1 着任のご挨拶

今年1月より、法テラス奈良法律事務所に参加しました吉田と申します。

前任地は大阪でした。出身は神戸ですが、父方が奈良出身ですので、親しみのある奈良に赴任することができ、とても嬉しく楽しい日々を過ごしています。

趣味は、食べ歩き、旅行、野球観戦、お笑い鑑賞です。

2 業務等

現在、私は、後見・債務整理・被害者支援・刑事弁護等の事件処理に加え、関係機関からのご依頼をいただき、様々なテーマで講演もさせていただいております。また、法律事務所へのアクセスが難しい方からのご相談を伺うため、出張相談も行っております。

3 意気込み

私が弁護士を志したのは、生まれたからには社会のお役に立ちたいと考えたことがきっかけでした。一人の力では解決が難しい問題に対して、最良の結果となるように尽力するという弁護士の業務に感銘を受け、この道に進むことを決めました。この思いを忘れることなく、大切にしていきたいと思っております。

依頼者の方の気持ちに寄り添い、心から喜んでいただける仕事ができるよう、日々精進して参る所存でございます。これから、何卒宜しくお願い致します。

何かお困りのことがありましたら、一人で抱え込まず、どうぞお気軽にご相談下さい。



スタッフ弁護士と
事務局一同



執務機の横の打合せスペースからは奈良の街が一望？

Q2. 出張相談はしてもらえないの？

A2. 65歳以上の高齢者や心身に重度又は中度の障がいのある方、その他、やむを得ない事情により、A1の相談場所に赴くことが困難な方は、出張相談も無料でお受けいただけます。

法テラス奈良では、出張相談担当者の派遣受付はしておりませんので、相談者の状況に応じて、奈良弁護士会の高齢者障がい者無料電話相談や、司法書士会の電話相談などをご案内させていただいております。

電話相談のうえで、面談相談が必要・希望の場合は、直接、相談担当者(弁護士・司法書士)に出張相談して欲しい旨をお伝えいただき、日程調整などを行ってください。

Q3. 相談の結果、弁護士・司法書士にあいだに入って、事件を処理してもらいたい。どういう流れになるのでしょうか？

A3. ①相談者ご自身で、相談担当者(弁護士・司法書士)に依頼したい旨をお伝えください。

②相談担当者から、給与明細や住民票などの必要書類について説明がありますので、準備して相談担当者にお渡しください。(相談担当者はそれらの書類と、事件処理に関する書類を法テラスに提出します。)

③法テラスでは、それらの書類を元に、【費用の立替】を行うかについて審査をします。

④審査結果を、相談者・相談担当者にお伝えします。立替する決定となった場合は、契約をし、費用を立替えます。

⑤相談担当者が活動を開始します。法テラスには、立替えている費用を分割でお返しいただきます。

(お返しいただくのが困難な事情がある場合は、審査によって、返済をお待ちする猶予制度もあります。)

法テラスからのお知らせ ～広報活動あれこれ～

前号(平成26年8月発行)では、市民の皆さまに、法テラスを知っていただけるように、街頭での広報活動も行っており、その様子をお伝えいたしました。今回は昨年の11月12日に奈良県文化会館で実施した映画上映イベントの様子をお伝えします。

法的なトラブルが起きてしまった。そんな時には、法テラスにはご相談いただければ良いのですが…

できることなら、トラブルは起きない方が良いでしょう？ 法テラスでは法律相談イベントなども実施させていただいたことがありますが、今回は、『トラブルを未然に防ぐ！』を目標に、近年、マスメディアでも取り上げられている「終活(しゅうかつ)」をテーマに、市民の皆さまを対象としたイベントを実施しました。

終活 ～人生の終わりをより良く締めくくるために～

第1部: 人生の最期を題材とした映画「エンディングノート」の上映

第2部: 映画の内容を踏まえた、弁護士による成年後見制度・相続をテーマとした法律講座の2部構成で実施しました。



[開演直前の会場のようす]



[イベント告知ポスター]

約150名の方に出席いただき、ご出席いただいた方からは、次のような好評をいただきました。

「法テラスという制度があるのを初めて知った。」 「今まで敷居が高かった弁護士を若干身近に感じられた。」

また、タイムリーな事柄であった「税制改正について、もっと詳しく聞きたかった。」といったコメントも寄せられました。法テラスでは、これからも皆様に「法テラス」を「法律」を身近に感じていただくために、広報活動を行っていきます。

今回のイベント実施にあたり、奈良県下の関係機関の皆さまには、イベント広報のご協力をいただき、ありがとうございました。法テラス奈良職員一同、厚く御礼申し上げます。

[第2部の法律講座のようす]



法テラス奈良の最新情報はホームページで！ <http://www.houterasu.or.jp/nara>



法テラス奈良

営業時間：月～金（9時～17時）

〒630-8241 奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6階
TEL 050-3383-5450/FAX 0742-24-3213



法テラス南和 法律事務所

営業時間：月～金（9時～17時）

〒638-0821 吉野郡大淀町下淵68-4 やすらぎビル4階
TEL 050-3383-0025/FAX 0747-52-9179

編集・発行 日本司法支援センター 奈良地方事務所（法テラス奈良）